

## 賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人骨粗鬆症財団（以下「本財団」という）定款第47条の規定に基づき、賛助会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、本財団の目的及び趣旨に賛同し、これを援助する個人並びに法人及び団体で本会に入会した者とする。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとする者は、入会申込書により申し込みをする。

(賛助会員の資格喪失)

第4条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出をし、受理されたとき
- (2) 死亡したとき、又は法人及び団体にあつては解散、消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(賛助会費)

第5条 賛助会費は一口（年額で法人が10万円、個人が5千円）以上とする。

(賛助会費の納入方法)

第6条 賛助会費の納入は年1回とし、毎年度6月末日までに当該年度分の賛助会費を一括で納入するものとする。

ただし、第3条により新たに賛助会員になった者については、入会申込日の属する月の翌月末日までに、その年度の賛助会費を納入するものとする。

(会費の使途)

第7条 第5条の賛助会費は毎事業年度における合計金額の50%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(賛助会費の不返還)

第8条 賛助会員が退会した場合、既納の賛助会費は、返還しない。

(特典)

第9条 賛助会員は、本財団が発行する出版物、研究報告、情報の供与、又は本財団が実施する骨粗鬆症に関する講習会、研修会等への参加、その他関連する事業について便宜を受ける事が出来る。

(退会)

第10条 賛助会員が退会を申し出るときは、退会届に必要事項を記載し本財団に提出する。

(除名)

第11条 賛助会員が、本財団の名誉を傷つけ本財団に損害を与え、または本財団の目的に反する行為をしたときは、理事長は当該賛助会員を除名することが出来るものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。